

<p>「 地球環境保険特約 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第3条第1号に該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。 」</p> <p>附 則 この規程は、平成21年1月30日から実施する。</p> <p>附 則 この改正は、平成21年3月6日から実施する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成25年11月14日から実施する。</u></p> <p>別紙</p> <p>地球環境保険特約の対象となる海外事業資金貸付</p> <ol style="list-style-type: none"> 省エネルギー事業（エネルギー消費効率の低減に資すると見込まれる次の設備・機器の導入を主たる内容とする事業をいう。）に係る海外事業資金貸付 高効率石炭火力発電（超々臨界圧発電（USC））設備、高効率変圧器、高効率複合工作機械、高性能機械組立設備、高効率工業炉、高性能工業炉、天然ガス利用工業炉、石油ガスコージェネレーション設備、コンバインドサイクル発電設備、熱供給型動力発生装置、高効率空調設備、高効率型電動熱源機、高効率給湯設備、低燃費・低騒音小型旅客機、ハイブリッド自動車、排熱回収設備、高炉省エネ設備、高効率セメント生産設備 新エネルギー事業（太陽光発電事業、太陽熱利用事業、風力発電事業、バイオマス発電・熱利用・燃料製造事業、廃棄物発電・熱利用・燃料製造事業、燃料電池事業、天然ガスコージェネレーション事業、クリーンエネルギー自動車に係る事業、水力発電事業、地熱発電事業をいう。）に係る海外事業資金貸付 原子力発電事業に係る海外事業資金貸付 	<p>「 地球環境保険特約 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第3条第1号に該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。 」</p> <p>附 則 この規程は、平成21年1月30日から実施する。</p> <p>附 則 この改正は、平成21年3月6日から実施する。</p> <p>別紙</p> <p>地球環境保険特約の対象となる海外事業資金貸付</p> <ol style="list-style-type: none"> 省エネルギー事業（エネルギー消費効率の低減に資すると見込まれる次の設備・機器の導入を主たる内容とする事業をいう。）に係る海外事業資金貸付 高効率石炭火力発電（超々臨界圧発電（USC））設備、高効率変圧器、高効率複合工作機械、高性能機械組立設備、高効率工業炉、高性能工業炉、天然ガス利用工業炉、石油ガスコージェネレーション設備、コンバインドサイクル発電設備、熱供給型動力発生装置、高効率空調設備、高効率型電動熱源機、高効率給湯設備、低燃費・低騒音小型旅客機、ハイブリッド自動車、排熱回収設備、高炉省エネ設備、高効率セメント生産設備 新エネルギー事業（太陽光発電事業、太陽熱利用事業、風力発電事業、バイオマス発電・熱利用・燃料製造事業、廃棄物発電・熱利用・燃料製造事業、燃料電池事業、天然ガスコージェネレーション事業、クリーンエネルギー自動車に係る事業、水力発電事業、地熱発電事業をいう。）に係る海外事業資金貸付 原子力発電事業に係る海外事業資金貸付 	
---	---	--

<p>4. ウラン開発事業に係る海外事業資金貸付</p> <p>5. 植林事業に係る海外事業資金貸付</p> <p>6. CDM（クリーン開発メカニズム）事業及びJ I（共同実施）事業（いずれも当該事業として日本政府に申請されたものに限る。）に係る海外事業資金貸付</p> <p>7. CCS（二酸化炭素回収・貯留）事業に係る海外事業資金貸付</p> <p>8. <u>我が国 Joint Crediting Mechanism 制度事業に係る海外事業資金貸付</u></p>	<p>4. ウラン開発事業に係る海外事業資金貸付</p> <p>5. 植林事業に係る海外事業資金貸付</p> <p>6. CDM（クリーン開発メカニズム）事業及びJ I（共同実施）事業（いずれも当該事業として日本政府に申請されたものに限る。）に係る海外事業資金貸付</p> <p>7. CCS（二酸化炭素回収・貯留）事業に係る海外事業資金貸付</p>	
--	---	--